

令和5年度（2023年度）

新エネルギー設備等導入支援事業  
地域資源活用基盤整備支援事業費補助金

公募案内（追加・期限延長）

公募受付期限：令和5年(2023年)10月20日（金）

令和5年(2023年)9月

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課

## 「地域資源活用基盤整備支援事業費補助金」公募案内

北海道では、地域が有するエネルギー資源の最大限活用を図るため、地域や事業者が行う新エネルギーの導入を目的とした電力系統に接続するための送電線（自営線）の整備に対して、支援を行います。

その事業提案にあたって、地域における効果的な事業を立案・実施していただけるよう本事業の内容や公募方法等をご案内します。

なお、補助金の交付手続き及び補助内容等の詳細は、「地域資源活用基盤整備支援事業費補助金交付要綱」に基づきますので、ご確認願います。

### 【目次】

1. 事業内容
2. 応募方法等
3. 審査
4. 交付申請、事業の実施、実績報告

#### <関連する補助要綱、提出様式等>

- (1) 補助金交付要綱
- (2) 事業計画提案様式 事業計画書（要綱 別記第1号様式）
- (3) 交付申請様式
  - ①補助金等交付申請書（経済1号様式）
  - ②事業計画書（経済第2号様式）
  - ③事業計画書（経済第4号様式）
  - ④補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
  - ⑤経費の配分調書（経済第10号様式）
  - ⑥事業予算書（経済第11号様式）
  - ⑦資金収支計画書（経済第23号様式）
  - ⑧補助金返還計画書（別記第2号様式）
- (4) 実績報告様式
  - ①補助事業等実績報告書（経済第19号様式）
  - ②事業実績書（経済第2号様式）
  - ③事業実績書（経済第4号様式）
  - ④経費の配分調書（経済第10号様式）
  - ⑤補助金等精算書（経済第20号様式）
  - ⑥事業精算書（経済第22号様式）
  - ⑦処分制限財産の台帳の写し

## 1. 事業内容

### (1) 目的

広大な本道では、新エネルギーの導入を行おうとする場合、電力系統に接続するために発電事業者が整備しなければならない送電線の負担が大きく、その初期費用の確保が必要となります。

本事業は、地域が有するエネルギー資源の最大限活用を図るため、地域や事業者が行う新エネルギーの導入を目的とした電力系統に接続するための**送電線の整備**に対して、「北海道新エネルギー導入加速化基金」を活用して、予算の範囲内で補助するものです。

事業者の利益が配慮されている固定価格買取制度による売電を目的とした事業の初期費用を支援することから、売電利益から補助金を返還していただく「収益納付」を条件とします。

### (2) 公募対象者

- ① 道内に主たる事務所又は事業者を有する法人
- ② 市町村と法人又は任意団体等による共同体（以下、「コンソーシアム」という。）と  
します。

### (3) 公募対象事業

新エネルギー設備を導入するために必要な電力系統に接続するための送電線の整備工事（送電線整備に付随する関連の設備工事を含む。）であって、かつ、次のいずれにも該当する事業を対象とします。

- ① 市町村の計画等に整合していること。
- ② 他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- ③ 補助対象事業において整備した送電線を、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）第 9 条第 1 項に定める認定を受けた発電事業に活用するものであること。  
(= 固定価格買取制度による売電を行うものであること)

※国庫補助など他の財源と併用することができます。活用を検討している場合は、事前にご相談ください。

### (4) 補助対象経費、補助率及び限度額

補助対象経費と補助率、限度額は次のとおりです。

補助率	限度額	補助対象経費
1/2 以内	1,000 万円	工事請負費、旅費、消耗品費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費

### (5) 交付の仕組み

補助対象事業の内容や事業費、事業の継続性、波及効果などを記載した事業計画書を提出していただき、事業の継続性、効果などについて審査を行い、事業計画を認定いたします。

認定された事業計画は、交付申請を提出し、補助金の交付決定を受けていただきます。

## 2. 応募方法

### (1) 提案者

事業計画書による提案は、上記「1 (2) 公募対象者」によるものとします。

### (2) 提出書類

①事業計画書（要綱 別記第1号様式）

②事業計画書を補完する参考資料（任意提出）

※提案内容はできるだけ事業計画書の様式内で記載完結するようにし、参考資料の添付は10枚以内としてください。また、事業計画書に参考資料の参照を明記してください。

③添付書類

- ・法人については、決算書（直近2期分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）並びに定款及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書の写し
- ・コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムの場合）
- ・当該事業計画に関する特許、実用新案等を取得又は出願している場合はその写し
- ・会社案内等のパンフレット
- ・その他、事業計画に関して参考となる書類（送電線の規格等、合わせて導入する新工ネ設備等及び全体の事業計画、参考見積もり結果など）

### (3) 応募にあたっての留意事項

①事業計画書の作成について

- ・提案書類は全てA4とし、事業計画書は本公募による様式を使用してください。
- ・本公募は、環境・エネルギー課ホームページに掲載していますので、次のURLをご参照ください。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/95517.htm>
- ・必要書類に不備がある場合は、受理できないことや審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

②コンソーシアムの協定について

コンソーシアム構成者は、事業計画書の提出にあたり、事業運営や役割分担、設備の購入・管理などについて、構成員と十分な合意を図っておく必要があります。

③その他

事業計画の策定にあたっては、「4. 交付申請、事業の実施、実績報告」に掲げる取扱い等についてもご留意願います。

### (4) 補助事業公募のスケジュール（予定）

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ① 募集期限（事業計画書の受付） | <u>10月20日（金）</u> |
| ② 事業計画に関するヒアリング  | <u>11月上旬頃</u>    |
| ③ 事業計画の認定等に係る通知  | <u>11月下旬頃</u>    |

## (5) 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

### ①持参又は郵送（書留郵便に限る）

次の提出先まで、持参又は郵送により10部（正本1部・副本9部）、提出してください。

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課  
省エネ・新エネ促進室新エネルギー係  
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

### ②電子メール

次の宛先まで電子メールに提出書類のデータを添付して提出してください。（データ容量が大きい場合は、複数に分けて送信してください。）

北海道経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 新エネルギー係  
メールアドレス：keizaibu.zerokabonsangyouka@pref.hokkaido.lg.jp

※電子メールで提出する場合においても、(2)に掲げる提出書類のうち、「定款及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書」につきましては、別途、原本を持参又は郵送により提出してください。

持参又は郵送（書留郵便に限る）

## (6) 応募受付期間

令和5年(2023年)8月8日(火)～令和5年(2023年)10月20日(金)まで  
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00/月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

## (7) 事業計画書の提出先、問い合わせ先

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室  
新エネルギー係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-204-5319（直通）

## 3. 審査

### (1) 審査方法

事業計画の認定は、公募要件に合致する提案を対象に、有識者によるヒアリング（提案者によるプレゼンテーション）を行い、(2)の審査基準に基づき審査を実施し、事業として適当と認められるものを予算の範囲内で認定します。

なお、事業計画の認定にあたっては、内容等に関し意見を付すことがあります。

#### ①審査結果の通知

審査結果は、認定、不認定のいずれの場合も通知します。

#### ②認定事業計画の公表

認定した事業計画は、道のホームページなどで公表します。

### (2) 審査基準

事業計画書は、以下に示す審査基準に基づき総合的に審査します。

①地域の総合計画や新エネルギー導入計画等との整合性が認められること
②地域資源を活用した新エネルギーの導入拡大に資するものであること
③事業の実施体制や、調査に当たっての地域合意形成・許認可手続きの進捗状況等から、事業の実現性が認められるものであること
④事業の実施体制や地域・関係機関との連携状況等から、事業の実現性や持続性・継続性が認められるものであること
⑤地域振興に資するものであること

## 4. 交付申請、事業の実施、実績報告

### (1) 交付申請

事業計画の認定を受けた提案者は、別に通知する期日までに交付申請書を提出し、知事の交付決定を受けることになります。

なお、補助金等交付申請書（経済第1号様式）には、次の書類を添付し提出していただきます。

- ①事業計画書（経済第2号様式）
- ②事業計画書（経済第4号様式）
- ③補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- ④経費の配分調書（経済第10号様式）
- ⑤事業予算書（経済第11号様式）
- ⑥資金収支計画書（経済第23号様式）
- ⑦補助金返還計画書（別記第2号様式）
- ⑧その他、事業費の参考となる書類（見積書（写）、パンフレットなど）

### (2) 事業の実施

#### ① 事業期間

事業は、原則として交付決定後に開始し、令和6年(2024年)3月31日までに完了するようにしてください。

#### ② 補助対象経費の執行

補助対象経費の執行にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 機械装置の導入及び消耗品の購入などの契約事務については、北海道財務規則に準じた取扱いにより行ってください。また、事業実施期間内に使用しなかった消耗品等については、補助対象外となります。

イ 発注にあたっては、3者以上の見積書を取ってください。3者以上の見積もりを取る事が困難な場合は、その理由を整理し記録を残してください。

ウ 切手、封筒、コピー用紙などをまとめ買いする場合については、受払簿を作成し使用状況を記録してください。

工 補助金事業に係る収支については、事業専用の帳簿や預金通帳及びその証拠書類を備え、整理してください。帳簿類において確認ができなかった場合については、補助対象外となりますのでご注意ください。

オ 補助事業に係る経費の支払いにあたって、あらかじめ見積書、注文書（控え又は写し）、契約書又は注文請書、納品書、検収書、請求書、領収書（銀行振込の場合は、銀行発行の口座振込通知書等）を作成又は取得してください。

カ 旅費については、旅費明細書、利用明細が明記された領収書等を保管してください。

キ 伝票類は、経費の区分毎に整理し、帳簿と突き合わせられるように整理してください。

ク コンソーシアムの運営に関し、日常的な発注、支払、帳簿等の経理業務については、代表者等に一任することは差し支えありませんが、重要な決定を行う場合（予算編成・更正や交付申請などの道への申請や決算を行おうとする場合など）には、構成員の過半数が出席した会議を開催し、その議事録を作成してください。

### ③その他

○補助事業に係る建設工事が完了したときは、工事完了届（経済第18号様式）を提出していただきます。

## （3）実績報告書

事業が完了した場合は、事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（経済第19号様式）に次の書類を添付し提出していただきます。

- ①事業実績書（経済第2号様式）
- ②事業実績書（経済第4号様式）
- ③経費の配分調書（経済第10号様式）
- ④補助金等精算書（経済第20号様式）
- ⑤事業精算書（経済第22号様式）
- ⑥処分制限財産の台帳の写し
- ⑦その他、事業の実施確認ができる書類（契約書（写）、検査調書（写）、送電線等の写真など）

## （4）補助金の支払い

補助金は、実績額に応じて交付決定額の範囲内の金額で支払います。

実績報告書を提出した後、道が調査を行い、支払うべき補助金額を確定した上で、口座振替により支払います。

## （5）事業完了後の留意事項

- ①補助金の対象となる経費に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度又は収益納付終了年度のいずれか遅い年度の翌年度から5年間、要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

- ②補助事業の了年度の翌年度以降 5 年間又は収益納付終了年度まで、過去 1 年間の事業の実施状況について、「要綱 別記 5 号様式」により報告していただきます。
- ③補助金事業により取得、又は効用を増加させた財産（取得価格及び効用の増加価格が 50 万円未満のものは除く。）を補助金の目的に反して使用し、譲り渡し、交換、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号）を経過した場合は、この限りではありません。
- ④補助事業に基づく成果の供与等により収益が生じたと認められるときには、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付していただく場合があります。ただし、補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限ります。
- ⑤原則、売電収入を得た翌々年度から毎年度、売電により得た収入の一部を道に納付していただきます。納付額及び納付期限は、作成いただく補助金返還計画書（別記第 2 号様式）に基づき納付書を発行しますので、それに依ります。ただし、自然災害その他補助事業者の責に帰さない事由により売電収入が見込めなくなった又は減少した場合等、補助金の返還計画に変更が必要な場合、別記第 6 号様式により、速やかに報告してください。
- ⑥補助事業終了後、消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、「要綱 別記 4 号様式」によりその金額を報告していただきます。金額が明らかでない場合またはない場合であっても、その状況等についてご報告ください。